副本

平成２４年（ワ）第３６７１号、平成２５年（ワ）第３９４６号、平成２７年（ワ）第２８７号、平成２８年（ワ）第７９号、平成２９年（ワ）第４０８号、平成３０年（ワ）第８７８号、令和３年（ワ）第３５０９号　大飯原子力発電所運転差止等請求事件

原　告　竹本修三　ほか３４６５名

被　告　国　ほか１名

証　拠　説　明　書（６）

令和５年３月２日

京都地方裁判所第６民事部合議はＢ係　御中

被告国訴訟代理人　熊　谷　明　彦　代

被告国指定代理人　布　目　　武　代

田　中　浩　司　代

澤　口　　舜　代

窪　田　公　樹　代

市　川　正　志　代

浅　野　優　介　代

田　中　　宏

岩　本　尋　子

坂　元　幸　斗

平　野　大　輔　代

鶴　園　孝　夫　代

大浅田　　薫　代

髙　橋　　潤　代

大　竹　史　恵　代

和　田　香保里　代

栗　田　　旭　代

大　城　朝　久　代

仲　村　淳　一　代

後　藤　尭　人　代

藤　田　悟　郎　代

上　村　香　織　代

井　藤　志　暢　代

吉　田　匡　志　代

田　上　雅　彦　代

小　林　源　裕　代

熊　谷　和　宣　代

湯　山　桃　子　代

村　田　太　一　代

村　川　正　徳　代

假　屋　一　成　代

吉　田　彩　乃　代

西　田　一　樹　代

佐々木　陽　平　代

星　合　　健　代

安　武　祐　太　代

寺　川　征　希　代

増　田　陽　洋　代

直　井　雄　基　代

浅　見　雄　佑　代

早　川　航　平　代

村　橋　さ　く　ら　代

川　村　真　也　代

尾　﨑　裕　一　代

戸　塚　悠　二　代

中　山　祐　一　代

和　田　　樹　代

内　橋　研　策　代

長　見　康　弘　代

北　垣　　悠　代

八　田　明　洋　代

掃　部　智　史　代

平　井　健　司　代

略語は準備書面の例による。

号　証	標　　目 （作成者等）	原 ・ 写	作 成 年月日	立 証 趣 旨
乙第85号証	IAEA Safety Standards No. SSR-2/1 (Rev. 1) （抜粋） （ＩＡＥＡ）	写	H25.6.16	国際原子力機関（ＩＡＥＡ）においても、原子力発電所の安全規制について、深層防護の考え方を適用することが有効とされていること
乙第86号証の1	IAEA Safety Standards No. GSR Part7 （ＩＡＥＡ）	写	H27.11	国際原子力機関（ＩＡＥＡ）の安全基準「原子力又は放射線の緊急事態に対する準備と対応」（No. GSR Part7）においても、避難計画に関する事項を含む緊急事態に対する準備と対応について、原子力事業者に対する規制として規定することは求められていないこと
乙第86号証の2	原子力又は放射線の緊急事態に対する準備と対応 （仮訳）	写	H27.11	乙第86号証の1の仮訳

	（ＩＡＥＡ）			
乙第87号証	実用発電用原子炉に係る新規制基準の考え方について（原子力規制委員会）	写	R4.12.14	①ＩＡＥＡの安全基準である「原子力発電所の安全：設計」は、必ずしも第１から第５までの防護階層に係る全ての防護を設置許可基準規則等によって原子力事業者に対する規制として定めることを求めておらず、また、ＩＡＥＡの安全基準である「原子力又は放射線の緊急事態に対する準備と対応」も、避難計画に関する事項を含む緊急事態に対する準備と対応について原子力事業者等に対する規制として定めることを求めてないこと ②設置許可基準規則第２章が、第１から第３までの防護階層に相当する事項を、同規則第３章が、主に第４の防護階層に相当する事項をそれぞれ規定していること ③ＰＡＺ及びＵＰＺの意義

乙第88号証	防災基本計画 （中央防災会議）	写	R4.6.17	内閣府を始めとする関係省庁が、協議会における要配慮者対策、避難先や移動手段の確保、国の実働組織の支援、原子力事業者に協力を要請する内容等についての検討及び具体化を通じて、地域防災計画・避難計画の具体化・充実化の支援を行っていること等
乙第89号証	地域防災計画の充実に向けた今後の対応 （原子力防災会議）	写	H25.9.3	原子力防災会議が、地域防災計画について、政府を挙げて地域防災計画・避難計画の充実化の支援を行うとともに、地域防災計画・避難計画の充実化の内容・進捗を順次確認する取り組みを行うことを決定したこと
乙第90号証	令和５年度重点施策 （内閣府（原子力防災担当））	写	R4.12	内閣府が、地域の防災拠点となる施設や緊急時に必要となる資機材の整備等について、地方公共団体等に対し、交付金等での財政支援も実施していること
乙第91号証	発電用軽水型原子炉施設におけるシビアアクシデント対策としてのアクシ	写	H4.5.28	新規制基準の策定以前においては、深層防護における第４の防護階層に相当する重大事

	デントマネージメントについて （原子力安全委員会）			故等対策については、原子炉設置者による自主的な取組として奨励されるにとどまっていたこと
乙第92号証	原子力安全に関するＩＡＥＡ閣僚会議に対する日本国政府の報告書（抜粋） （原子力災害対策本部）	写	H23.6	福島第一発電所事故を受け、政府が、アクシデントマネジメント対策を法規制上の要求にするとともに、設計要求事項の見直しを行うことなど、シビアアクシデント対策に関する教訓を取りまとめたこと
乙第93号証	関西電力大飯発電所第３号機の原子炉等規制法に基づく工事の計画の申請の概要 （原子力規制委員会）	写	H29.8.25	大飯発電所第３号機の工事計画の申請の概要
乙第94号証	関西電力大飯発電所第４号機の原子炉等規制法に基づく工事の計画の申請の概要 （原子力規制委員会）	写	H29.8.25	大飯発電所第４号機の工事計画の申請の概要
乙第95号証	関西電力大飯発電所原子炉施設保安規定の変更の認可について （原子力規制委員会）	写	H29.9.1	平成２９年９月１日、原子力規制委員会が、大飯発電所３号機及び４号機について、保安規定変更認可を行ったこと
乙第96号証	関西電力大飯発電所原子炉施設保安規定の変更に関する審査結果	写	H29.9.1	原子力規制庁が、大飯発電所３号機及び４号機に係る保安規定変更認可申請の審査にお

	（原子力規制庁）			いて、保安規定変更認可申請書が、原子炉等規制法４３条の３の２４第２項に定める「核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上十分でないと認めるとき」に該当しないことを確認したこと
乙第97号証	使用前検査合格証 （原子力規制委員会）	写	H30.4.10	被告関西電力が、大飯発電所３号機及び４号機について、改正原子炉等規制法４３条の３の１１に基づく使用前検査に合格していること
乙第98号証	第１４回福井エリア地域原子力防災協議会大飯地域分科会議事概要 （福井エリア地域原子力防災協議会）	写	H29.9.14	福井エリア地域原子力防災協議会大飯地域分科会において、原子力災害が発生した際の緊急時における対応について検討し、「大飯地域の緊急時対応」を取りまとめたこと
乙第99号証	福井エリア地域原子力防災協議会（第３回）議事要旨 （福井エリア地域原子力防災協議会）	写	H29.10.25	①福井エリア地域原子力防災協議会において、「大飯地域の緊急時対応」について関係機関・関係者の対応が具体的であるとともに、原子力災害対策指針に照らし、具体的か

				つ合理的であることが確認されたこと ②福井エリア地域原子力防災協議会において、「大飯地域の緊急時対応」に基づき、国・関係自治体等が連携し、今後、訓練を通じてその結果を検証し、避難計画等の不断の改善につなげていく出発点とすることを確認したこと